

塩谷町庁舎整備基本計画（案）



塩谷町

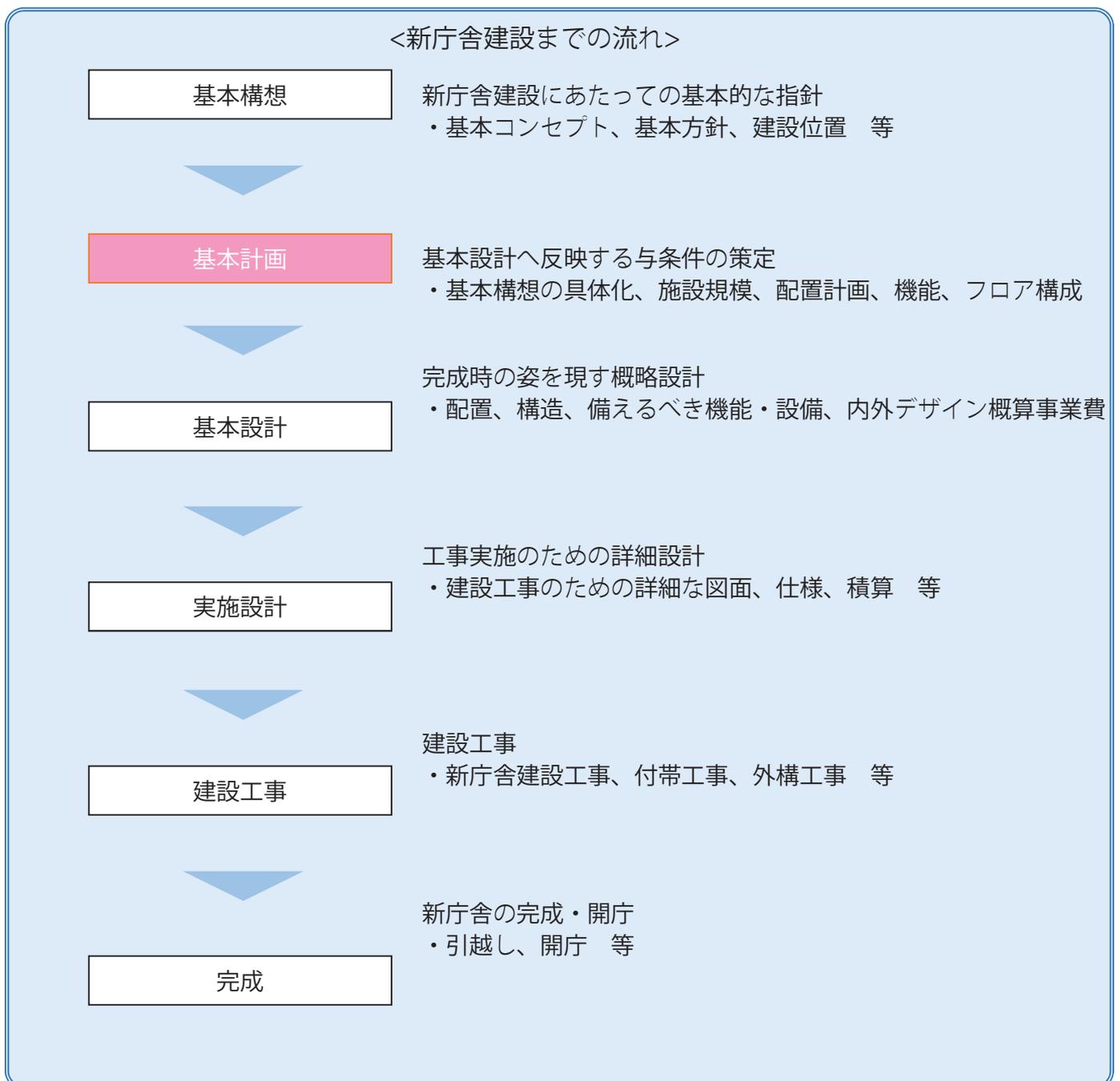
目次

1. 基本計画策定にあたって	1
1-1. 基本計画の位置づけ	1
1-2. 基本構想における検討の整理	2
2. 新庁舎に庁舎に必要な機能に係る整備方針	4
2-1. 【基本方針1】 利便性が充実した誰もが利用しやすい庁舎	4
2-1-1. 窓口・住民サービス機能	4
2-1-2. ユニバーサルデザイン	5
2-2. 【基本方針2】 将来の変化に対応可能で効率的な運営のできる庁舎	7
2-2-1. 執務空間	7
2-3. 【基本方針3】 安心・安全な暮らしを支える庁舎	9
2-3-1. 防犯・セキュリティ計画	9
2-3-2. 防災拠点機能	11
2-4. 【基本方針4】 地球環境に配慮し、ライフサイクルコストを縮減できる庁舎	15
2-4-1. 環境負荷の軽減	15
2-5. 【基本方針5】 交流の拠点となる庁舎	17
2-5-1. 町民利用機能	17
2-5-2. 駐車場・駐輪場の台数	18
2-6. 【基本方針6】 自然と景観に調和した庁舎	19
2-6-1. 景観、周辺環境	19
2-6-2. 展望機能	19
2-7. 【基本方針7】 町民に親しまれる議会庁舎	20
2-7-1. 議会機能	20
3. 新庁舎の規模の検討	22
3-1. 新庁舎の規模	22
4. 建物の概略計画の策定	24
4-1. 土地利用計画	24
4-2. 構造計画	26
5. 概算事業費の算定	30
6. 交付金・補助金の調査	32
7. 事業スケジュールの検討	34

1-1. 基本計画の位置づけ

本基本計画は、平成31年1月に策定した「塩谷町庁舎整備基本構想」で示した理念や基本方針等の実現に向け、新庁舎に求められる性能や水準、機能別整備方針、規模・配置・空間構成の方針及び事業計画について、設計や工事を進める上での基本的な考え方を定めるものです。

今後、実施を予定する基本・実施設計業務においては、これらの基本的考え方を踏まえた上で、より詳細な検討を進めていくことになります。



1-2. 基本構想における検討の整理

塩谷町の本庁舎整備においては、平成 25 年に、庁舎整備の調査等を目的とする「塩谷町庁舎整備等に関する庁内検討委員会」、町有財産の利活用促進を図るため町民で組織する「塩谷町遊休財産活用検討会」を設置しました。塩谷町遊休財産活用検討会の提言では、「旧玉生中学校」と「旧塩谷高等学校」の 2 箇所の候補地が示されました。平成 29 年度に新庁舎整備に関する住民説明会を開催した際、災害時対応や建設費による将来世代への負担についての意見等があり、庁舎整備についての再検討をすることに至り、平成 30 年 2 月より塩谷町庁舎整備検討委員会が設置され「塩谷町庁舎整備基本構想」の検討を開始し、全 10 回の審議を経て平成 31 年 1 月に基本構想を策定しました。基本構想では、新庁舎整備に関する基本的な事項を下記に示す通り定めています。

(1) 庁舎整備の必要性

現塩谷町役場は、老朽化が顕著である事など、来庁者及び職員の安全確保が難しく、庁舎整備は緊急を要す課題となっています。庁舎整備に向けこの基本構想で、防災拠点機能の強化や町民の利便性の向上、省エネ・バリアフリーによる環境への配慮などの課題・問題点等を整理し、より具体的に個別の事案の検討を行う際の基本となり、新庁舎整備の指針となる基本的な考え方を示します。

(2) 庁舎の現状及び課題

現在の庁舎が抱える課題を次のように整理しました。

(1) 耐震性の不備

耐震性の向上、防災拠点機能の強化

(2) 庁舎の老朽化に関する現状と課題

老朽化対策、維持管理費の削減

(3) 庁舎の狭あい化に関する現状と課題

分散化・狭あい化防止、利便性の向上

(4) 町民サービスに関する現状と課題

わかりやすく開かれた庁舎、連携・協働できる庁舎

(5) 防災拠点としての機能に関する現状と課題

危機管理室の設置、応急避難所スペースの確保

(6) ユニバーサルデザインに関する現状と課題

バリアフリー考慮、ユニバーサルデザイン対応

(3) 上位計画等

新庁舎建設を長期的なまちづくりの取組みへ繋げていくため、関連する上位計画を次のように整理します。

(1) 第 5 次塩谷町振興計画

行政サービスを効率的に提供可能な部門配置等、多面的な機能を有する庁舎を整備できるよう努めます。

(2) 公共施設等総合管理計画

防災拠点としての機能向上やバリアフリー化等、誰もが安全で快適な庁舎になるように検討します。

(3) 塩谷町人口ビジョン・塩谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略

振興計画を踏まえ、まち・ひと・しごとの創生及び人口減少の克服に資する施策・事業を推進します。

地域資源である「まち」「ひと」「しごと」を利用した持続可能なまちづくりの推進

(4) 基本的な方針について

■庁舎に求められる機能について
次のとおり整理しました。

(1)防災拠点機能に関する分野

→耐震性の確保、災害対策本部の設置、非常時におけるバックアップ体制の構築

(2)安全性の対応に関する分野

→危険箇所の解消、安全な動線の確保、安全性に配慮した空間の創出

(3)行政サービスの向上に関する分野

→窓口機能の利便性の向上、相談機能の充実化、行政機能の集約化、利便性の高い駐車場の整備

(4)ユニバーサルデザインへの対応に関する分野

→ユニバーサルデザインへの対応、段差や障害の解消、乳幼児連れの利用者への配慮

(5)高度情報化に対応する分野

→情報管理機能の整備、情報機器更新時の対応

(6)町民活動の拠点化に対応する分野

→情報提供発信機能の整備、町民が集える施設として整備

(7)その他の機能

→行政事務の効率化、議会運営を進めるための機能等

■庁舎整備の基本方針について
次のとおり整理しました。

基本方針-1. 利便性が充実した誰もが利用しやすい庁舎

一目でわかりやすい総合窓口、案内性に優れた庁舎施設、ユニバーサルデザインの徹底

基本方針-2. 将来の変化に対応可能で効率的な運営のできる庁舎

見通しの良い執務空間、町民利用を考慮した会議スペース、セキュリティに配慮した議場スペース

基本方針-3. 安心・安全な暮らしを支える庁舎

段階的なセキュリティ計画、災害時に機能維持可能な庁舎、日常の延長で利用可能な避難場所づくり

基本方針-4. 地球環境に配慮し、ライフサイクルコストを縮減できる庁舎

気候風土を生かした低燃費庁舎づくり、効率的な維持管理と長寿命化への配慮

基本方針-5. 交流の拠点となる庁舎

機能を集約し、交流・協働の拠点となるシティホール、町民が気軽に利用できる憩いと活動の拠点整備

基本方針-6. 自然と景観に調和した庁舎

しおやのランドマークとして親しまれる庁舎、親しみを感じられるランドスケープ計画

基本方針-7. 町民に親しまれる議会庁舎

町民活動も行える議会庁舎、傍聴席に車いす使用者専用席の設置等の多くの町民に開かれた議場づくりを検討

■庁舎の規模について

現在の職員数、議員数を基に国の基準による算定を行い、必要面積を定めました。

新庁舎の必要面積

新庁舎の目安となる面積は、3,000㎡～4,200㎡とします。

■新庁舎の整備の位置について

候補地として選定された5ヶ所より、比較検討による数回の絞り込みを行い決定しました。

旧玉生中学校跡地を建設地に選定します。

2-1. 【基本方針1】利便性が充実した誰もが利用しやすい庁舎

2-1-1. 窓口・住民サービス機能

新庁舎は、多くの町民が来庁する場所であるため、新庁舎建設に当たり、町民の利便性の向上を図り、誰もが快適に利用できる庁舎とし、機能的な窓口環境および住民サービス機能の向上を目指します。

基本的な考え方

- ・町民が最も利用する窓口は、便利でわかりやすいものとし、町民の満足度が向上するよう検討します。
- ・各種申請や届出等、町民利用の多い窓口はワンフロアに集約し、可能な限り来庁者が移動しなくて済み、時間の短縮が可能となる窓口サービスの提供を検討します。
- ・証明発行業務を集約したワンストップサービスや窓口業務の委託等の検討を進めます。

具体的な方針

誰もが訪れやすく利用しやすい窓口機能

■窓口機能について

- ・窓口は、隣席間には仕切りを設け、用途に応じた高さのカウンターを設置します。
- ・車いすやベビーカーを使用する方にも十分なゆとりのあるスペースを検討します。
- ・窓口周辺にはキッズスペースや授乳室といった子育て支援スペースの設置を検討します。
- ・窓口及び執務スペースについては、マイナンバー制度を始めとする今後の制度変革や ICT の利活用により、窓口のあり方が大きく変わる可能性が高いことから、将来の町民ニーズの変化に柔軟に対応できるように、用途変更が可能な構成とします。
- ・案内機能として、電子掲示板等の情報機能を有した総合案内窓口の設置と共に、案内人（コンシェルジュ）の配置を検討します。



間仕切りを設けた窓口イメージ



用途に対応した高さのカウンターイメージ

2-1-2. ユニバーサルデザイン

新庁舎では、段差などの物理的なバリアの解消だけでなく、障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種に関わらず、すべての人が安全で快適に利用できる庁舎とするためユニバーサルデザインを導入します。

基本的な考え方

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に準拠し、来庁者が安心して利用できる環境を整備します。
- ・障がいのある方やお年寄り、子どもにも配慮し、駐車スペースから庁舎内部へ、分かりやすくスムーズな動線を整備します。
- ・わかりやすい案内サインを設置します。

具体的な方針

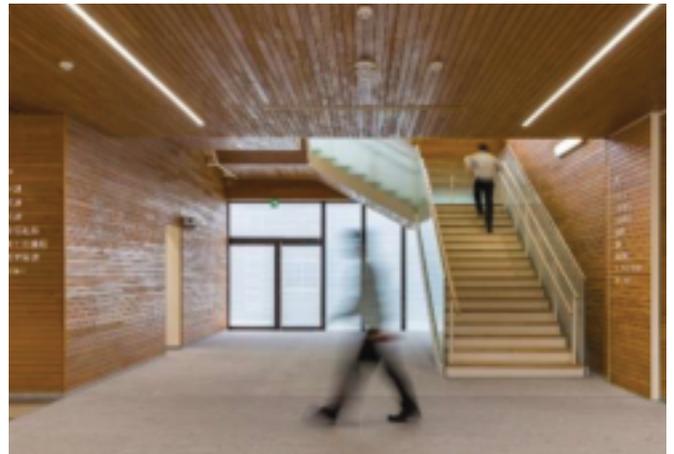
バリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮

■ 動線計画

- ・来庁者が建物のどこに位置しているか、自身で直感的に把握することができるよう、窓口エリア、執務エリアを明解にゾーニングし、シンプルな形状の共用廊下によって繋ぐ動線計画とします。
- ・上下階を移動するエレベーターや階段がすぐに認識できるよう視認性に配慮します。
- ・階段は、人の背丈によらず利用しやすいように二段手摺とし、さわり心地のよい素材を使用します。
- ・庁舎内の廊下は、車椅子やベビーカー利用者にも配慮し、段差解消やゆとりがある幅、転回ができるスペースを確保しゆとりある動線を計画します。



庁舎までのアプローチイメージ



認識しやすい階段イメージ

■サイン計画

- 壁や柱面の色分けや、課係名に加えて手続き内容を大きく表示する看板などのわかりやすい案内、音声・音響案内、触知案内などの設備機能を検討し、初めて訪れた来庁者にもわかりやすく安心な施設とします。
- 近年は外国人の利用者も増加していることから、外国語（英語）表記の案内も導入を検討します。



わかりやすい案内サインイメージ



みやすい表示イメージ

■多様な利用者への配慮

- 子ども連れの来庁者のために、授乳室やベビーベッド、キッズスペースなどの設置を検討します。
- 各階の適切な位置に衛生的で清潔感のあるトイレを配置します。
- トイレには、オストメイトや車椅子対応の多目的トイレを併設するとともに、子育て世代や高齢者などさまざまな来庁者に対応するため、チャイルドシートや手すりを設置します。



多目的トイレイメージ



授乳室イメージ

2-2. 【基本方針2】将来の変化に対応可能で効率的な運営のできる庁舎

2-2-1. 執務空間

職員が将来にわたり、効率的・効果的に業務を行うことができる執務空間を目指します。

基本的な考え方

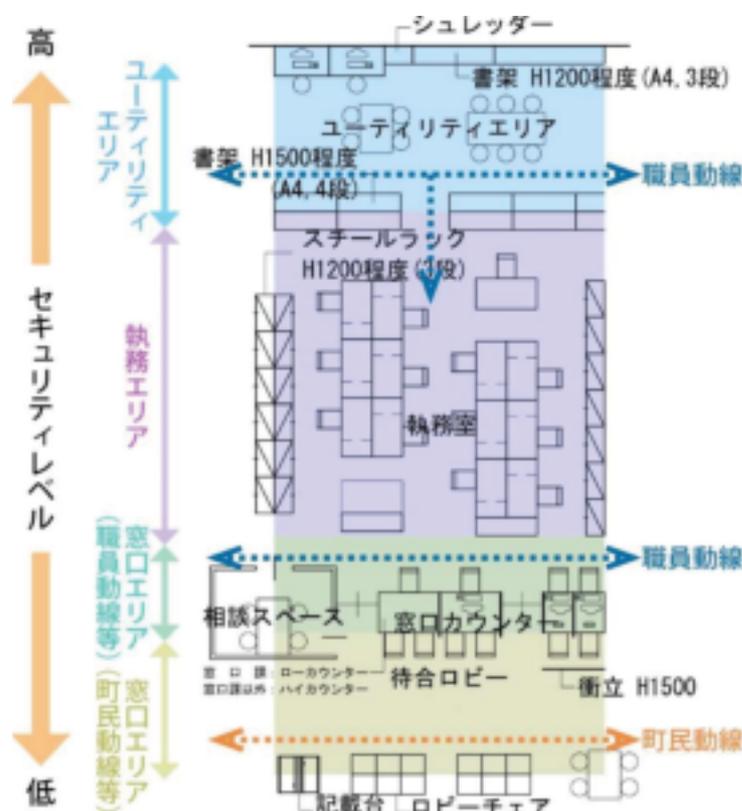
- ・執務能率の向上を図り、組織変更等に柔軟に対応するため、見通しの良い明るいオープンフロア構成とします。
- ・各課や職員間のコミュニケーションが図りやすい効率的、効果的な執務空間とするよう関連した部署をフロアごとに配置します。
- ・執務室は適切な規模の空間とし、活用効率の良い配置を検討します。

具体的な方針

効率的な執務環境

■執務能率の向上

- ・窓口の奥側には、別諸室として設けられる書庫や小会議室等をユーティリティエリアとして収めることで、面積縮減に寄与します。
- ・ユーティリティエリアは小規模な打合せや作業スペース、永年・前年度文書保管スペースとして活用します。
- ・現庁舎に比べ少人数用会議室の充実を図り、ペーパーレス会議が可能な設備も視野に入れながら、各課共用として効率的な活用を検討します。



窓口・執務室イメージ

■書庫・倉庫

- ・集密書架など、スペース効率の良い設備を導入します。
- ・文書管理の基準や運用を見直し、保管・保存文書量の削減に努めます。
- ・書類の安全保管や書庫・倉庫面積の適正化等を図るため、耐火仕様の戸籍保管庫の設置や書類・物品の整理を行います。

ICT（情報通信技術）化への対応

具体的な方針

- ・OAフロア[※]を採用し、OA機器やその他の通信、情報処理装置を機能的に配置できるよう、配線スペースを確保します。
- ・会議などで液晶ディスプレイやプロジェクターが容易に利用できるよう、会議室のICT化を検討します。

※OAフロア：各種配線を床下に露出させることなく床下に配線用の空間があるフロア構造。フリーアクセスフロア等とも呼ばれる。

2-3. 【基本方針3】安心・安全な暮らしを支える庁舎

2-3-1. 防犯・セキュリティ計画

新庁舎は、不特定多数の来庁者への防犯面の重要性は高いものがあり、町民の交流拠点を目指し、町民に親しまれる場を提供しながらも安心・安全な空間を目指します。

基本的な考え方

- ・個人情報や行政情報の保護、適切な防犯対策、一方で開かれた庁舎という点に配慮した上で、空間的・動線的に十分なセキュリティ対策を講じます。
- ・来庁者、職員、保管している文書等の安全を確保するため、「官庁施設の防犯に関する基準」を参考としたセキュリティ計画を検討します。

具体的な方針

セキュリティ機能の強化

■セキュリティレベルに応じた開放性

- ・町民が利用する共用エリアと執務エリア、情報管理エリアとを区分し適切なセキュリティ対策を講じます。
- ・庁舎内のセキュリティは、重要度に応じた段階的なセキュリティレベル1～4を設定します。

レベル1 町民開放エリア

町民が自由に利用できるエリアとして、敷地内広場や駐車場等、建物周辺の範囲に加え、町民スペース、建物内の一部を開放できるようなセキュリティラインを設定します。

レベル2 共用エリア

庁舎内の共用廊下や待合、記載スペース、エレベーター、窓口カウンター等の範囲を想定しています。

レベル3 執務エリア

原則、職員のみが利用するエリアとして、執務室やユーティリティエリア等、行政情報等の保護が必須となる範囲を想定しています。

レベル4 特別執務エリア

特定の職員のみが利用できるエリアとして、行政情報の中でも特に重要で機密性の高い情報を取り扱うスペースを想定します。



セキュリティレベルイメージ

■セキュリティ対策の強化

- ・庁舎で取扱う様々な行政情報や個人情報の保護、不審者侵入防止の観点から、町民スペースと執務に従事するスペースを明確に分離した配置とします。
- ・出入口やホール、窓口等に防犯カメラを設置することで、犯罪抑制や出入者の確認など、防犯対策を強化します。
- ・休庁日や夜間の安全性の観点からも明るさ見通しの良さを考慮した空間づくりにより、24時間の防犯対策を行うことで庁舎の安全性を高めます。
- ・時間外や閉庁日は、シャッター等によって町民が利用できるエリアを明確にします。
- ・サーバー室については、災害時にシステムに影響が出ないような場所や設備を採用し、異常が発生した場合でも迅速な対応ができるように配置します。また、業務の種類に応じて、クラウドサービスも有効に活用します。
- ・庁内のセキュリティはICカード等による入退室管理システムを導入し、個人情報漏えいを防止します。
- ・書庫や出力機器類（プリンター、コピー機等）は、個人情報保護のため、職員以外の目に触れにくいよう、職員専用エリア内に配置します。

■プライバシーへの配慮

来庁者の利用効率とプライバシー保護に配慮し、相談内容によって保護レベルを選択できるよう整備します。

共用廊下・待合スペース

- ・プライバシー性の高くない内容の相談等で気軽に利用しやすいよう、共用廊下や待合スペースに机等を設置することで、利用効率を高めます。

窓口カウンター

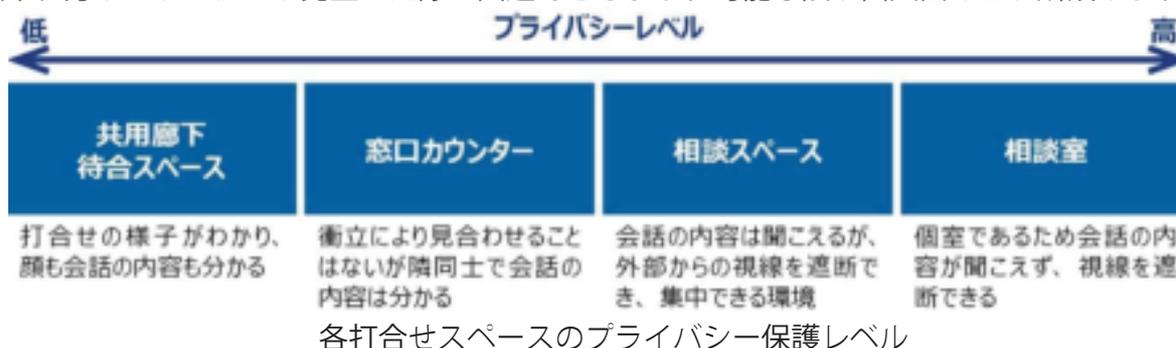
- ・隣席間に仕切りを設置することで、他の来庁者の視線を遮断し、情報を保護します。

相談スペース

- ・ローパーティション等で仕切られた半個室空間とすることで、外部からの視線を遮断でき、打合せに集中できる環境を整備します。

相談室

- ・壁で囲われた閉鎖性の高い個室空間とし、会話の内容や視線を遮断できるプライバシー性の高い環境を整備します。
- ・相談中、万が一トラブルが発生した際に回避できるよう、可能な限り出入口は2ヶ所設けます。



2-3-2. 防災拠点機能

東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震を境に、災害時に町が担うべき役割は以前と比べて大きなものとなっており、町民の安全・安心に配慮する意識も格段に高まっています。災害対策本部としての機能を十分に発揮するため、町民の安全を守り、救護活動や復興活動の拠点として、防災拠点機能を整備します。

基本的な考え方

- ・本庁舎は、地震や豪雨等の災害発生時に災害対策活動が円滑に行える対策本部を配置し、救護施設の開設などフレキシブルにスペースを活用できる、人や物資の搬送動線を確保します。
- ・災害等の発生と同時に、速やかに災害対策本部の設置が可能となる空間配置を検討します。
- ・大規模な災害の際に、本庁舎が防災拠点としての機能を維持するため、電力や給排水の確保が可能な計画とします。

具体的な方針

災害対策本部機能の強化

■災害対策本部機能

- ・災害発生時、職員の執務スペースを確保して必要な業務を行いながらも、避難町民を受け入れ、一時避難場所*として整備します。
- ・災害対策本部は、町長室、副町長室、防災無線室等と連携可能な位置に近接して配置し、有事の際に速やかに対応できる環境を整備します。
- ・災害時に庁舎機能を維持し、災害対策本部としての機能を十分に発揮できるよう、高い耐震性能や、自立性を備えたライフラインを構築し、電気、排水、空調、情報等に対するバックアップ機能の導入を検討します。

■災害対策への配慮事項

- ・台風や豪雨に備えて、悪天候時に土のうづくり等作業可能なスペースの設置を検討します。
- ・災害対応を行う職員の疲労、衛生面等も考慮し、休憩室、シャワー室等の設置を検討します。
- ・情報の収集や分析等を効率的に行い、町民への情報伝達を正確かつ効果的に行うために、大型のディスプレイや通信機器等を設置した災害対策室機能の整備を検討します。
- ・避難者などに対応するため、備蓄品（救助資機材含む）の保管スペースを整備します。

※一時避難場所と避難所の違いについて

一時避難場所：災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所

避難所：避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在することを想定した施設

■ライフラインの維持

- ・広域的な災害が発生し、電力の供給が停止した場合、重要となる設備機器の機能が維持できるよう、定格運転で3日間（72時間）以上の燃料を備える自家発電設備や蓄電設備の設置を検討します。
- ・生活用水及び飲料水は一時避難者及び非常時対応職員等のため、最低3日分を確保するとともに、敷地内に災害対応用井戸の導入を検討します。また、飲料水として使用が可能な高架水槽の設置やトイレ機能が維持できる非常用汚水貯留槽の導入を検討します。
- ・自然採光・通風を積極的に取り入れた建物によって、停電時も住環境レベルを確保できる建築物に整備し、雨水利用のトイレや災害時のトイレの役割を担うマンホールトイレなど必要な設備の導入を検討します。
- ・電気室、機械室、データサーバー室の耐震性の向上と発電機室による非常用電源機能を検討します。
- ・浸水対策を図り安全性の高い建築物とします。



マンホールトイレイメージ



非常用発電機室イメージ

■避難者への対応

- ・緊急災害時対応拠点として、ヘリコプター等による救援物資の受け入れやボランティアへの対応を考慮し、災害時に対応可能なパブリックスペースや広場の整備を検討します。
- ・災害対策活動に必要な駐車場や施設の配置計画、各種動線を確保しつつ、屋外空間の機能的な活用を検討します。



災害対策本部となる会議室イメージ



一次避難場所となる駐車場イメージ

耐震性能

■耐震安全性の確保

- ・災害時においても、防災拠点として町民が安全・安心に利用できるよう、耐震性能を高めた安全性の高い庁舎を目指します。
- ・新庁舎の耐震安全性の基準については、国土交通省による「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じて、災害対策拠点施設として機能するよう、構造体、建築費構造部材、建築設備それぞれについて保有すべき耐震安全性を目標に整備していきます。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全性確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の体力の低下は著しくしないことを目標とし、人命の安全性確保が図られている。
非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

- ・現在の耐震基準では震度 6 強の地震でも倒壊しないことが求められています。災害応急対策を十分に行えるよう、構造体は II 類、非構造部材は A 類、建築設備は甲類を目標として整備を進めます。
- ・震災後、構造体の大きな補修をすることなく利用が可能で、人命の安全確保に加えて十分な機能の確保が図れる耐震性能を確保します。

■ 什器（家具）の転倒・移動防止対策

- ・ 転倒防止のための固定やビルトイン什器※の採用を検討します。
- ・ 背の低い什器の採用を検討します。

※ビルトイン什器：建築物の構造部分と一体化した機器

■ 天井等の落下対策

- ・ 長い吊りボルトの振れ止めブレースの設置を検討します。
- ・ 壁との間に適切なクリアランス（隙間）を確保することで壊れにくい天井を目指します。
- ・ 天井を吊る際に使用するクリップ等の部材の強度を高めることで耐震性を高める検討を行います。

■ エレベーターの安全対策

- ・ 従来の管制運転に加え、「緊急地震速報システム」と連動させたより安全性の高い自動停止機能を備えた設備設置を検討します。

2-4. 【基本方針4】地球環境に配慮し、ライフサイクルコストを縮減できる庁舎

2-4-1. 環境負荷の軽減

地球環境に配慮し、環境負荷の低減のため、自然エネルギーの導入を積極的に進め、省エネルギーな庁舎を目指します。

基本的な考え方

・断熱、日射遮蔽、自然通風利用、昼光利用といった建築的な手法を最大限に活用しつつ、建築設備を効率化することで、省エネルギー化を図ります。

具体的な方針

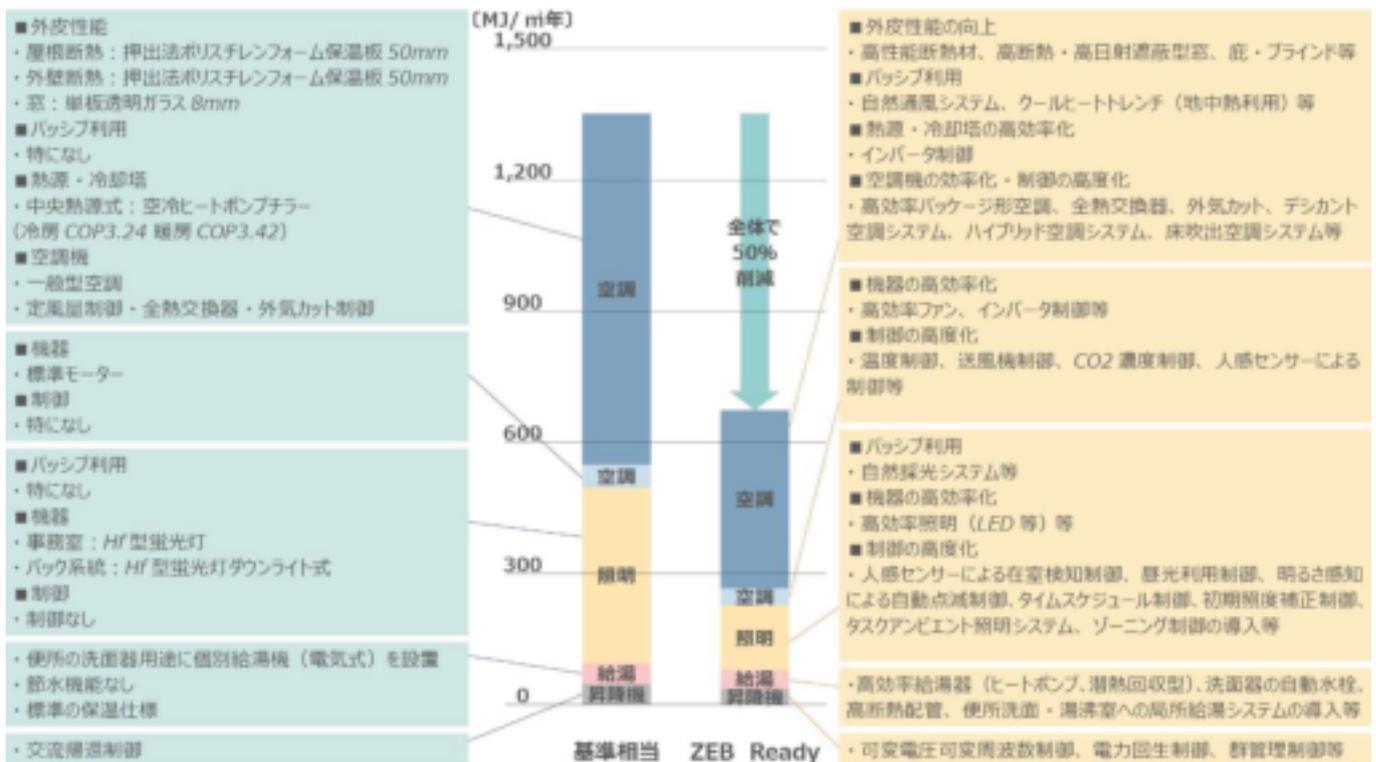
塩谷町らしい ZEB 庁舎の検討

・一般的な事務所ビルにおける一次エネルギー消費量は、空調が全体の約 60%、照明が全体の約 30%を占めます。庁舎利用者の快適性を保ちながら、一次エネルギーを 50%削減し、太陽光発電等でエネルギーを創出することで、ZEB 庁舎（ZEB Ready 基準）を目指します。

<ZEB の定義>

室内及び室外の環境品質を低下させることなく、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、その結果、運用時におけるエネルギーの需要と供給の年間収支が概ねゼロもしくはプラス（供給量>需要量）となる建築物

- 『ZEB』 : 年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物
- Nearly ZEB : 『ZEB』に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物
- ZEB Ready : 『ZEB』を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物



ZEB Ready 実現に向けた省エネルギー化イメージ

地球環境にやさしい庁舎

■空調負荷低減

- ・高断熱性能を備えた外装材や断熱材、複層ガラス・高性能ガラス等を採用し、熱損失を防止し、空調負荷を削減します。
- ・庇やバルコニーによる日射遮へいを検討します。
- ・温室効果ガスの排出量を抑制するため、LED 照明、高効率給湯器や節水型トイレ等の低炭素製品の採用を検討します。

■省エネルギー化の推進

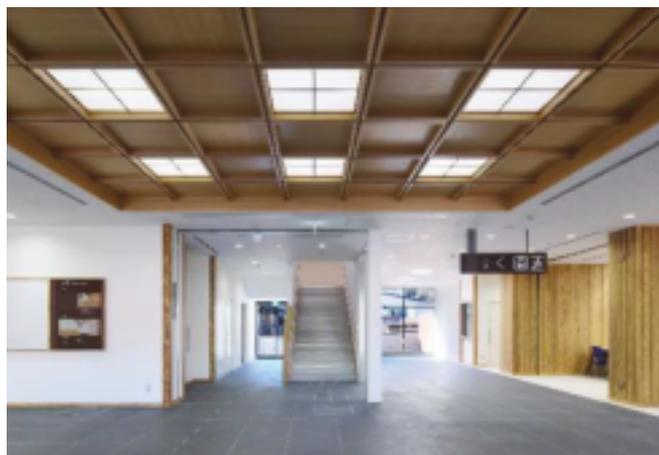
- ・一時エネルギーを削減し、高効率機器の採用や、2次エネルギーが利用できるコージェネレーションシステムなどの排熱利用技術の導入を検討します。
- ・人感センサーによる点灯システム、調光システム等の採用を検討します。

■自然エネルギー等の有効活用

- ・太陽光発電設備を適切な規模の設置を検討します。
- ・自然採光を積極的に取り入れる計画とします。
- ・雨水利用による植栽への散水やトイレの洗浄を検討します。
- ・地域循環型の資源活用と地場産業創出の相乗効果による地域経済の活性化を考慮し、町に豊富に存在する森林資源をバイオマスとして利活用するシステムを検討します。

■エコマテリアル・木材の利用

- ・内装として利用する仕上材は、エコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の使用を検討します。
- ・積極的な木材利用や、内装木質化を検討します。



内装木質化イメージ

2-5. 【基本方針5】交流の拠点となる庁舎

2-5-1. 町民利用機能

情報発信スペースや町民スペースを設置し、来庁者の利便性の向上を図ります。

基本的な考え方

- ・町民による展示、イベント、観光案内、物産紹介等、多目的利用できる公共的なスペースを検討します。
- ・自然光を取り入れた明るい場所となるよう計画します。
- ・休庁日や開庁時間外の利用を前提にセキュリティ等に配慮したスペースを計画します。
- ・建物内には、静かな BGM も流れるなど、ゆったりとした時間を過ごせる空間を検討します。

具体的な方針

町情報発信スペースや交流スペース

■情報発信スペース

- ・行政情報のほか、文化や歴史、観光やイベントをはじめ、防災に係る情報などの各種情報を得られるコーナーの設置を検討します。
- ・町民が気軽に立ち寄り、ゆっくり閲覧できるよう配置などについて検討します。
- ・ニーズの高い情報については、配架スペースを充実させる等して、積極的な情報提供に努めます。
- ・タッチパネルで情報提供が行えるデジタルサイネージの導入を検討します。
- ・町民活動の成果の展示等を行えるスペースを検討します。

■町民スペース

- ・町民が自由に打ち合わせや待合の時間を過ごすことができる町民スペースを設置し、その一部は、臨時の事務や塩谷町らしさを感じる小規模のイベントの開催等を検討します。
- ・協働の取り組みなど、多目的に利用できる可変性を持った空間構成や設備について検討します。
- ・イベントや町民活動等、多目的な利用が可能な大会議室の設置を検討します。
- ・来庁者が気軽に立ち寄り、利用できるカフェコーナー（ドリンクコーナー）の設置について検討します。
- ・自然や木のぬくもりを感じさせるなど、親しみやすく、かつ利用しやすい空間デザインに配慮します。
- ・休庁日や開庁時間外の利用を前提にセキュリティ等に配慮したスペースを計画します。
- ・複写機等の設置を検討します。
- ・売店や自動販売機、現金自動預払機（ATM）を設置し、待ち合わせ等での利用や気軽に訪れ、くつろげるスペースを検討します。

2-5-2. 駐車場・駐輪場の台数

高齢者や障がいのある方にも使いやすく、歩行者の安全にも配慮した施設とし、誰もが利用しやすい駐車場・駐輪場を整備します。

基本的な考え方

- ・来庁者用駐車場の整備台数は、会議開催時を考慮し、適正なスペースを確保します。
- ・車椅子利用者や妊婦、障がい者用駐車場は、庁舎から出入りしやすい位置に適正な台数分を用意し、雨天時などの利用にも配慮します。
- ・整備にあたっては、イベント等にも有効活用が可能となるように検討します。

具体的な方針

誰もが利用しやすい駐車場・駐輪場

■ 駐車台数について

- ・敷地内の駐車台数は、基本構想にて算定した、人口に対する来庁者の算出方法による必要駐車台数をもとに、220台を想定します。（算定根拠は基本構想による）

■ 駐車場配置について

- ・車椅子やベビーカー利用者にも配慮し、段差解消やゆとりがある幅、転回ができるスペースを確保し雨天時の利用にも配慮した配置を検討します。
- ・玄関付近に障がい者用駐車場を配置し、玄関へのスムーズなアプローチを検討します。
- ・自動車と歩行者の動線に配慮し、見通しが良く安全な駐車場の配置を検討します。
- ・タクシー等の迎え車の待機スペースや路線バス等の大型車両の転回などにも考慮し、ゆとりある配置を検討します。
- ・乗降客の待合スペースを確保します。
- ・建物前の花壇の整備やバリカーの配置により、踏み間違え事故による建物への被害を防止できる設備を検討します。

■ 駐輪場について

- ・来庁者が利用しやすい場所に計画します。
- ・原動機付き自転車や自転車の使用を考慮し、来庁者用及び職員用の駐輪スペースの整備を検討します。

2-6. 【基本方針6】自然と景観に調和した庁舎

2-6-1. 景観、周辺環境

地域の街並みに調和したランドマーク性の高い庁舎を目指します。

基本的な考え方

- ・塩谷町特有の景観や、計画地の環境に配慮した庁舎とします。

具体的な方針

周辺環境との調和

- ・塩谷町の景観的特徴である勾配屋根や石蔵の街並み、伝統工芸のしめ縄等、地域の歴史や景観に配慮した内外装を検討します。
- ・計画地である旧玉生中学校跡地周辺に存在する豊かな樹木を保存、活用します。
- ・現存する芝生広場も活かし、来庁した町民の憩いの場として活用や一部ドックランとしての活用を検討します。
- ・ベンチやテーブルの設置によって、小学生の社会科見学後の昼食スペースの活用や園児の遠足などの利用が可能となるよう整備を検討します。
- ・外構や公園については、河川の景観を活かしたランドスケープを検討します。



塩谷町の自然環境や歴史的景観イメージ

2-6-2. 展望機能

基本的な考え方

・計画地は裕大な自然環境に恵まれており、北西方向には高原山が位置しています。塩谷町らしい眺望環境を活かし、周辺の山々を望める展望機能の設置を検討します。

具体的な方針

展望機能による眺望

- ・庁舎内に来庁者が自由に利用できる展望デッキを検討します。



高原山の眺望

2-7. 【基本方針7】町民に親しまれる議会庁舎

2-7-1. 議会機能

議会機能については、町の議決機関としての独立性を考慮するとともに、効率的な議会運営や「町民に開かれた議会」に対応できるよう整備します。

基本的な考え方

- ・議会フロアは1つのフロアに集約します。
- ・議場や議員控室などの議会関連諸室の動線に配慮するとともにセキュリティ機能の整備も行います。
- ・議会機能の独立性を保ちつつ、議員、職員、町民が利用しやすいよう、席配置形式などを検討します。

具体的な方針

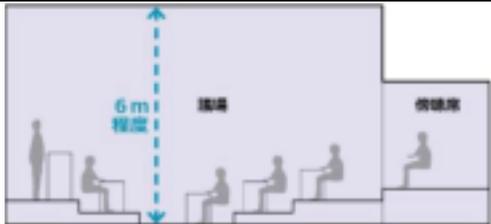
町民に開かれた議会

■議場・傍聴席

- ・将来の議席数の変動にも対応できる設備とします。
- ・傍聴席は本会議や委員会を傍聴しやすいレイアウトを採用するとともに、ユニバーサルデザインに配慮した十分なスペースを確保します。
- ・円滑な議会運営に資するため、ICTを活用したモニターなどの視聴覚機能の整備を検討します。
- ・議場以外でも町民が本会議を傍聴できるよう、インターネット配信設備などICTに対応した議場システムを検討します。
- ・セキュリティの観点から、傍聴者と議員（職員含む）の動線をできる限り分離するように検討します。
- ・災害時の一時避難場所としての活用や議会レイアウトの自由度を高めるため、フラットに整備します。

	フラット方式	段床方式
断面		
概要	・議場内の床をフラットにする方式 ・議員側、理事者側双方から見にくい	・議場内に段差を設ける方式 ・議員側、理事者側双方から見やすい
サイトライン	・確保しにくい	・確保しやすい
バリアフリー対応	・対応可能	・車いす利用者用傍聴席設置や、適切な勾配のスロープの設置等の対応が必要
利便性	・可動式の席であれば議場以外の利用が可能	・段床のため、議場以外の利用が難しい

＜議場の床レベル方式比較＞

	フラット方式	段床方式
断面		
概要	・室容積が少ないため、音響環境として明瞭度の確保等が難しい	・天井高さを6m程度確保することで、議場としての重厚感を演出できます。 ・室容積が十分に取れるため、適切な音響環境の整備が可能

＜床方式による天井高比較＞

■委員会室

- ・各常任委員会等における討議の活発化のため、委員会室の充実を図るとともに、研修室や会議室等の設置について検討します。
- ・遮音性の高い空間とし、音響及び映像装置等必要な設備を設置するとともに、会議に応じて柔軟な利用ができるよう、ゆとりある空間を確保します。

■議員控室

- ・議員控室は、防音やプライバシー効果の高い間仕切りを採用します。
- ・机・書棚などの什器や、応接スペースについては、効率的な議員活動に配慮し整備します。

■正・副議長室

- ・議長室及び副議長室は一体とし、十分な協議スペースを確保します。また、議員の打ち合わせや来客用として多目的に利用できる応接スペースを設置します。

■その他

- ・議会関連諸室は、セキュリティの観点から、議会事務局の前を通過して出入りするなど、動線やレイアウトを工夫します。

3-1. 新庁舎の規模

前提とする考え方

■分散部署の統合

来庁者の利便性や事務の効率化を図るため、別施設に移転していた学校教育課と生涯学習課も新庁舎に配置します。

■執務室等積算上の職員数

今後の人口減少予測は下表のとおりであり、新庁舎建設にあたっては、職員数の減少も想定する必要がありますが、次のようなことから、当面、令和元年10月1日現在の職員数を基準とします。

- ・考慮する減少数にもよりますが、建設後当分の間は十分な執務スペースが確保できない可能性があり、事務の効率化が徹底できません。
- ・人口1万人規模で職員数二桁の町村から人口6,000人規模で職員数120人を越える町村があるなど、個々の町村の地理的条件や外部委託状況などによって様々であり、人口と職員数はリンクしません。
- ・特に高齢化に伴いきめ細かな行政対応が求められていることから、当面過度な職員数の削減は想定していません。

※推計人口

区分	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
人口	11,495	11,305	10,010	9,187	9,378	7,554

配置予定部署及び職員数

■配置予定部署

今後、新庁舎建設に向けて、組織改編も検討することとなりますが、組織再編があっても対応可能な執務空間を構成します。

【配置予定部署】

総務課、企画調整課、税務課、住民課、会計課、保健福祉課、高齢者支援課、産業振興課(農業委員会)、建設水道課、学校教育課、生涯学習課、議会事務局

■職員数

職員数は、令和元年10月1日現在の職員数を前提とします。(臨時職員を含む)

単位：人

	特別職	課長主幹	補佐	係長	一般職	合計
職階別数	3	15	11	21	79	129

整備規模

新庁舎の必要面積は、基本構想において算出した国土交通省新営一般庁舎面積算出基準での面積 3,512㎡を基本に各諸室の面積算定を行い、防災拠点機能のスペース、町民利用スペースなど固有の機能を付加することにより、市町村役場機能緊急保全事業の算出基準である 4,165㎡程度を想定します。

※各諸室の想定面積算定

単位：㎡

各諸室の区分	各諸室の想定面積算定	参考基準
1(1)事務室	1000	(国交省基準) 992.2
1(2)書庫・倉庫	350	(//) 529.0
1(3)会議室等	450	(//) 271.4
1(4)便所洗面	200	(//) 59.0
1(5)機械室等	300	(//) 431.0
1(6)議会関連	450	(総務省基準) 420.0
1(7)玄関等	950	(国土交通省) 913.0
2 保全事業及び固有業務	500	—
	4,200	3615.6

※玄関等については、1(1)～1(5)の40%が目安

※職員数 129 名で算定

今後、次の段階である基本設計時に、各諸室の必要面積の十分な検証と精査を行い、効率的な配置等により、適正な規模の必要面積を確保します。

4-1. 土地利用計画

既存の芝生広場や高原山への遠景に配慮しながら、敷地を最大限に有効利用できるように配置計画を行います。

(1) 計画地の概要

項目	概要
所在地	栃木県塩谷町大字玉生 955-3 他
敷地面積	約 53,000 m ² (旧玉生中学校跡地)
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
日影規制	あり
防火指定	指定なし
区域指定	建築基準法第 22 条区域
その他	建築基準法施行令第 130 条の 7 の 2 より、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類するものについては、3,000 m ² を超える建築物の建築が可能。

(2) 新庁舎における配置・階数の方針

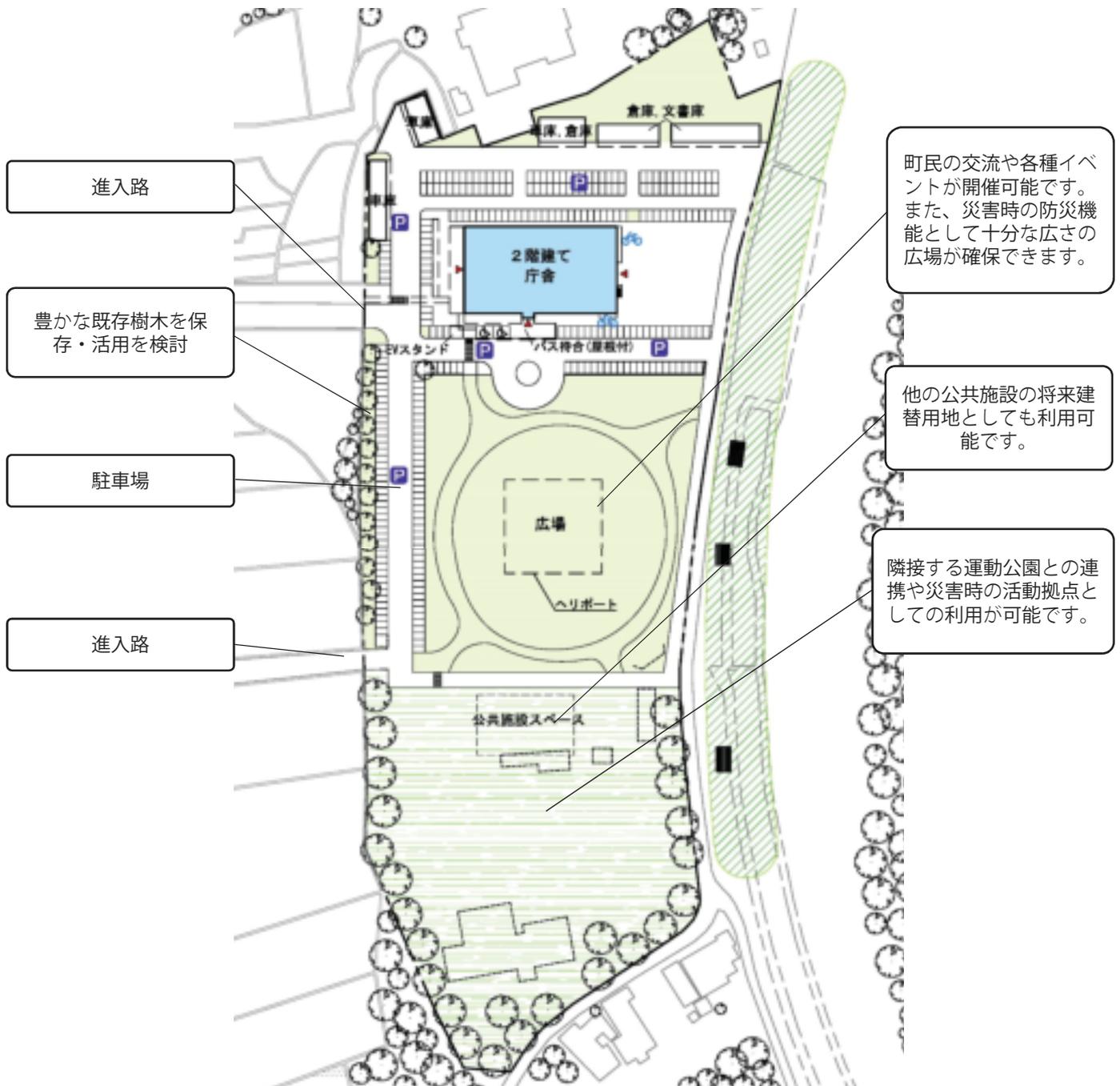
- ・敷地内の高低差と既存広場の活用を考慮し、敷地北側に配置することとします。
- ・荒川に隣接していることから、大雨時の浸水も想定し、継続的に役場機能が発揮できる建物レベルとします。
- ・敷地周囲の高低差を考慮し、盛土等により適切に建物レベルを設定していくものとします。
- ・庁舎周囲にまとまったスペースを確保可能なこと、高原山への眺望の確保、内部動線の短縮等の利点があることから、新庁舎は 2 階建てをベースとして検討を進めるものとします。



鳥瞰イメージパース

配置ゾーニング検討

・2階建てとして西側に寄せることで、東側にまとまったスペースを確保できるため、将来的に他の公共施設が建設可能な配置となります。また、2階屋上レベルが北側の給食センターよりも高くなるため、高原山を望むことができます。



配置ゾーニングイメージ



断面模式図

4-2. 構造計画

新庁舎の施設計画

建設コストの縮減及び維持管理の容易性やランニングコストの低減に配慮した「施設計画」とします。特に、建設に伴うイニシャルコストとランニングコストのバランスを考慮し、今後の設計段階において、費用対効果を十分に見極めながら、総合的なコスト削減を図ります。

なお、建設コストは、鋼材費や人件費などの建設物価の高騰により、高い水準にあることから、綿密なコスト計画が必要となります。

構造計画概要

防災拠点となる新庁舎は、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害等有事の際には、町民生活を支えられるよう、より耐震性のある防災の拠点性能が求められています。

そのため、建築物の耐震改修の促進に関する法律や国の官庁施設の総合耐震計画基準に基づきながら、大地震動に対して新庁舎が持つべき耐震安全性の確保を図ります。

また、町有建築物の耐震化を計画的に進めていくことや、本町の防災計画においても、公共建築物の耐震化と不測の事態に備えたライフラインシステムの対策を掲げているなど、各計画との整合性を図りながら進める必要があります。

■新庁舎構造の基本的な考え方

構造計画においては、新庁舎は“安全で使いやすい庁舎”を目指すことから、安全性をはじめ利便性や機能性、耐久性、施工性、経済性を考慮し、また、建物の特性や地盤条件、法規などの制約条件を満たした「構造計画」とするため、次の基本方針に基づき設計を行うものとします。

新庁舎の耐震安全性

新庁舎は、大地震発生等の非常時において防災拠点として機能を備える必要があることから、「官庁施設の総合耐震計画基準」の耐震安全性の分類において、構造体を「Ⅱ類」、建築用非構造部材を「A類」、建築設備を「甲類」とします。

新庁舎の耐用年数

新庁舎の計画耐用年数は65年以上とします。(官庁施設の基本的性能基準より)

地盤状況と建物基礎

新庁舎の基礎は、十分な層厚を持った良質な地盤に支持させる必要があります。地質調査を行い、適切な支持層を決定し、建物規模に応じた基礎形式の検討を行います。

■構造躯体の基本的な考え方

構造体にはさまざまな形式があり、地質調査の結果や建物の計画によって、総合的な検討を行い決定します。ここでは、それぞれの構造形式の種類及びその特徴を整理します。

<構造種別比較表>

項目	鉄筋コンクリート造 (RC造)	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 (SRC造)	鉄骨造 (S造)	木造 (W造)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮に強いコンクリートと引張力に強い鉄筋の組合せによる丈夫で堅い構造躯体 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨で建物を構築し、その周囲をコンクリートで補強 ・RC造に比べ高耐力 	<ul style="list-style-type: none"> ・細い柱でスパンを大きく開けることが可能 ・構造体が軽く靱性によって地震エネルギーを吸収 	<ul style="list-style-type: none"> ・木造軸組工法・在来工法その他、大断面集成材工法で使用 ・地場産材の活用が可能である
主架構	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震壁を含むラーメン架構 ・標準スパン <u>10m以下</u> ・ロングスパン梁にはプレキャスト梁で対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震壁を含むラーメン架構 ・標準スパン <u>10m～15m</u> ・RC造に比べコストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・大スパン構造の構成には極めて有利 ・標準スパン <u>10～20m</u> ・純ラーメン架構形式が可能 ・RC造に比べコストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・木質ラーメン工法 ・標準スパン <u>6～8m</u> ・大断面集成材による架構は比較的成本が高くなる。在来構法は安価だが、壁や柱が増え、平面の自由度が下がる。
基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的建物荷重が軽く、基礎に要するコストが安くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物重量は軽く、基礎コストは安くなる
耐火性	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火構造とするのが容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火構造とするのが容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・準耐火構造とするのが容易だが、耐火構造とするためには耐火被覆等の工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火性能に乏しく、より大断面とする燃えしろ設計などの工夫が必要
居住性	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能、防振性能に優れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・遮音性能、防振性能に優れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・音、振動等が伝わりやすいので工夫が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・音、振動等が伝わりやすいので工夫が必要
耐久性 (外壁)	<ul style="list-style-type: none"> ・強度、耐久性能に優れている ・性能を維持するためには、仕上げ材のメンテナンスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・強度、耐久性能に優れている ・性能を維持するためには、仕上げ材のメンテナンスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に優れた外装材の採用が可能 ・性能を維持するためには外装材の仕上げ材、継目等のメンテナンスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性に優れた外装材の採用が可能 ・性能を維持するためには外装材の仕上げ材、継目等のメンテナンスが必要
施工性 ・工期	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋型枠コンクリート工事棟は比較的煩雑である ・プレキャスト梁採用の場合多少工期が長くなる場合がある ・冬季は躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・RC造の煩雑さに加え、鉄骨と鉄筋の納まりなどが複雑 ・RC造に比べ鉄骨工事の期間分工期が長くなる ・冬季は躯体の品質管理や養生に特段の配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場での作業時間は短く、外壁等は乾式工法となるため工事工期は比較短的短い ・使用する部材によっては、発注、製作に長期間必要となる場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場での作業時間は短く、外壁等は乾式工法となるため工事工期は比較短的短い ・地場産材の活用によっては、発注、製作に長期間必要となる場合もある

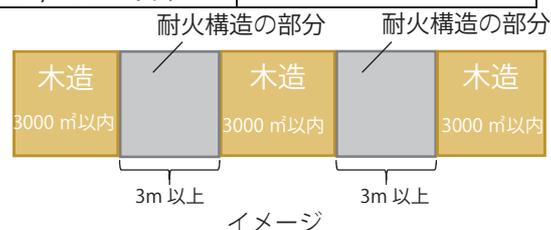
■地域産木材を使用した木造・木質化庁舎の検討

- ・塩谷町は森林が町の面積の 60%を占め、樹齢 50 年を超える杉をはじめ、豊富な林産資源に恵まれています。「第 5 次塩谷町振興計画」に基づき、地域の産業振興や地球温暖化防止、自然災害防止等の観点から、町有林を有効活用した温もりのある木造化・木質化庁舎を目指します。
- ・木造化とは、主要構造部分（梁、柱、桁等）に木材を使用することです。主要構造の耐火性能の違いにより、建設可能な高さ・面積に制限があります。木造化の採用については、今後の設計段階で耐火性能やコストについて検討を行います。
- ・木質化とは、庁舎内の内外装材を木材で設えることを指します。最大限の木質化を行い、什器等にも積極的に地域産材を使用します。

木材に関する構造別比較

主要構造 (耐火性能)	木質化	木質化+木造化		
	RC 造・SRC 造・S 造 (耐火建築物)	木造 (その他の建築物)	木造 (準耐火建築物)	木造 (耐火建築物)
規模	制限なし (日影、斜線制限等有)	建物高さ 16m以下 階数 3 階以下	3 階建以下	制限なし (日影、斜線制限等有)
面積制限	制限なし	延べ面積 3,000 m ² 以下*	延べ面積 3,000 m ² 以下*	制限なし

※3,000 m²を超える場合「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について（住防発第 14 号昭和 26 年 3 月 6 日）」に合致するよう 3,000 m²以内毎で 3m以上の耐火構造の部分の設けて分割することで、主要構造部を木造とすることができます。



- ・木造化した場合、以下の 3 つが考えられます。

①在来軸組構法

構造躯体に無垢材柱等を使用した構法であり、安価ではありますが、筋交い等の設置により平面に制約が生じます。また、大スパンを用いる場合、特殊な梁等が必要となるため、多層階の大規模建築での採用は不利となります。

②大断面集成材構法

大空間が作りやすく、接合部の強度が高いため、耐震性に優れます。構造単体でのコストは比較的高くなりますが、建物重量が軽いので基礎のコストは抑えることができます。また、構造体をそのまま見せることができるため、隠すための内装コストも抑えることができます。

③混構造（鉄筋コンクリート造+木造）

床を支える構造を鉄筋コンクリート造とすることで、剛性が大きくなり、揺れにくい建物にすることが可能です。また、上部構造を木造とすることで、木造で塩谷町らしさをアピールできる場所を設定できるとともに、建物の軽量化を図ることができます。

■新庁舎における木造・木質化の方針

本計画においては、鉄筋コンクリート造と木造を組み合わせた混構造をベースとし、必要な耐火性・耐久性を確保しながら、適材適所で構造に木造を採用することで木造化・木質化庁舎を検討することとします。木造化・木質化の詳細については、設計段階での計画内容に応じて検討を行い、決定していくこととします。また、鉄筋コンクリート造と鉄骨造については建設コストの動静に鑑み、よりコストバランスの高い方式を選定するものとしします。

5.概算事業費の算定

■概算事業費

建物規模は、3-1.新庁舎の規模で示した 4,200 m²を建物規模として、概算事業費を算定しました。

区分	数量	概算事業費 (千円)	備考
土地取得費	-	-	
本体工事費	4,200 m ²	2,210,000	
外構工事費	一式	127,500	
仮設庁舎費	-	-	
解体撤去費	一式	99,800	
耐震補強工事費	-	-	
進入路改良費	200 m	100,000	
合計		2,537,300	

- ・敷地のほぼ全部が町有地で土地買収の必要がありません。
- ・解体撤去費は現塩谷町役場の解体費となります。
- ・外構工事費には庁舎周囲の雨水排水施設や舗装仕上げ等を見込んでいます。
- ・庁舎周囲を除く広場等の外構整備費は別途見込む必要があります。
- ・庁舎部分の盛土については今後適切に計画し別途計上して参ります。
- ・社会情勢の動向によって、建築単価の上昇や消費税の引き上げなど変動の可能性があります。

1. 庁舎整備に係る概算事業費

想定事業費

25.4億円

・・・ ①

※詳細な事業費は、計画・設計の段階において、構造・規模・階層などを定めた上で、示す。

※また、社会情勢の動向によって、建築単価の上昇や消費税の引き上げなど変動の可能性がある。

2. 庁舎整備に係る財源

一般財源（庁舎整備基金含む）

17.4億円

※平成30年度末庁舎整備基金残高 約11億7千万円

※着工までにさらに計画的な積立を行う。

地方債（市町村役場機能緊急保全事業）

8億円

・・・ ②

3. 市町村役場機能緊急保全事業の活用

（1）対象事業

昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎建替事業

（2）財政措置

①地方債充当率 90%（従来的一般単独事業債は75%）

②交付税措置 地方債対象経費の75%に対し30%を地方交付税で措置（従来はなし）

（3）事業年度

令和2年度までに実施設計に着手した事業

（4）財政負担

※地方債対象経費を20億円と想定 $20 \text{億円} \times 0.75 = 15 \text{億円} > 8 \text{億円}$

起債名称	市町村役場機能 緊急保全事業	一般単独事業債
地方債借入額	8億円	8億円
借入金元金償還額	8億円	8億円
利子	0.1億円	0.1億円
交付税措置額	2.4億円	—
町実質負担額	5.7億円	8.1億円

償還期間 20年(5年据置)

元金均等 利率0.1% ③

③ $\times 0.3 \div 2.4 \text{億円}$

6. 交付金・補助金の調査

■補助金について

国の補助金等として、災害時に重要な機能を果たす建築物に対し、建て替え等によって地震に対して安全な構造となる場合、一部の費用助成を行う制度があります。これを活用するとともに、その他、活用可能な財源がないか、国・県のを引き続き研究していきます。

○国の補助金等

社会資本整備総合交付金／住環境整備事業／住宅・建築物安全ストック形成事業

五 建築物の耐震改修又は建替えに関する事業

事業要件

- ・災害時に重要な機能を果たす建築物（医療施設、避難所、災害時の集合場所等として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等をいう。）等
- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであり、耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となる 等

補助基準額

耐震改修工事費（限度額 50,300 円/㎡）の 23% の 1/2

○県内の補助金等

とちぎの元気な森づくり／木造・木質化等支援事業

事業要件

- ・施設規模は、延床面積 200 ㎡以上のものであること。
- ・使用木材は、木造化の場合は総材積の概ね 60%以上、木質化の場合は原則全てに県産出材（「栃木県産出材証明制度※1」に基づき、栃木県内の森林から生産されたことが証明された木材）であること。
- ・年度内の事業完了（補助事業に係る部分の工事完了）が見込めること。
- ・補助を受けて整備した施設は、事業完了後も、事業趣旨に即し適正な管理が行われること。
- ・とちぎの元気な森づくり県民税及び県産出材を活用して整備された施設であることの PR に努めること（標示板設置等）。

※1 栃木県森林組合連合会及び栃木県木材業協同組合連合会が管理する、素材生産業者から原木市場・製材工場・流通業者へと順次経由する証明体制（＝木材のトレーサビリティ）であり、需要者に安心・適正な管理された県産出材が届くシステム

補助基準額

木材費、木造・木質化に係る施工費、設計・監理費（施工費の 10 分の 1 以内）

○ZEB を対象とした補助金

①二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金／

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO2 促進事業
事業要件

- ・ 地方公共団体の建築物（面積要件なし）

補助基準額

- ・ ZEB Ready 以上の建物
設計費、設備費、工事費の 1/2（上限 5 億円／年）
- ・ Nearly ZEB 以上の建物、『ZEB』以上の建物
設計費、設備費、工事費の 2/3（上限 5 億円／年）

②地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業／ 第 2 号事業の 2

事業要件

①の事業要件を満たしつつ、下記の要件を満たすこと。

- ・ 地域防災計画に位置付けられた建築物（予定でも可）
- ・ 地域防災協定締結済みの建築物

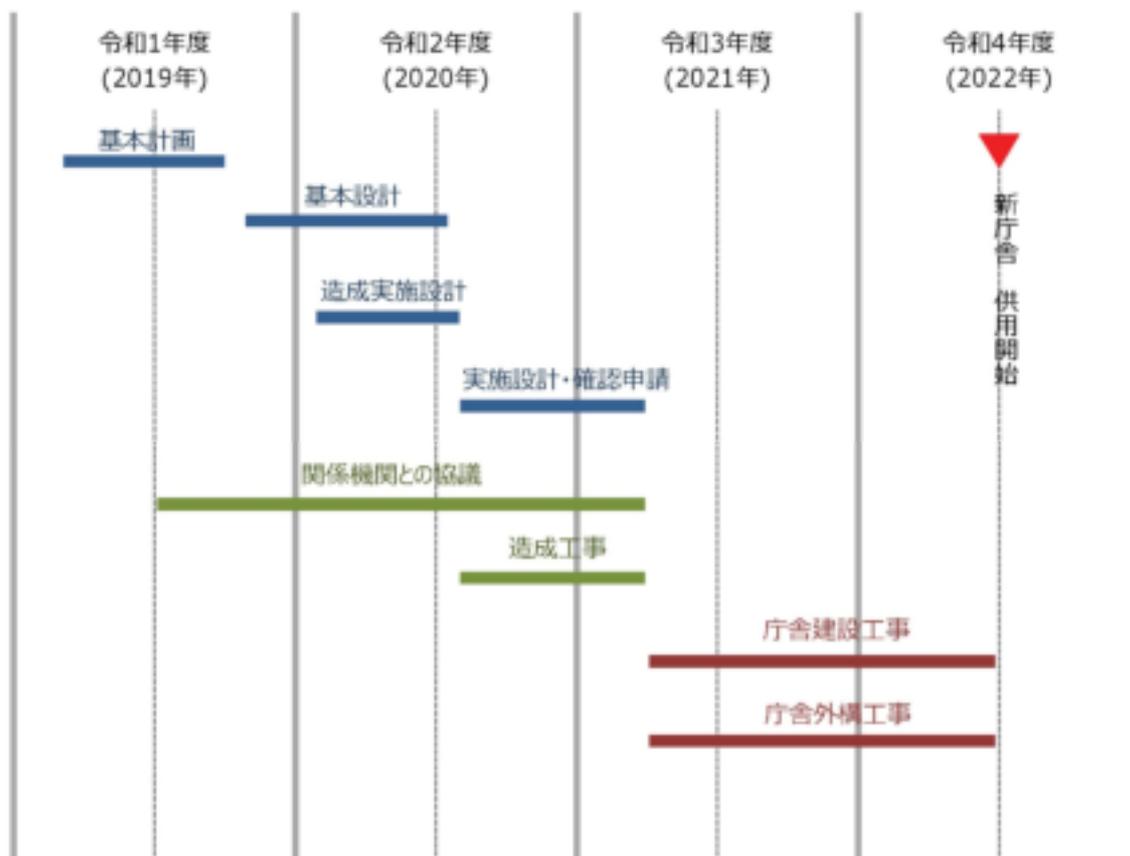
補助基準額

- ・ ZEB Ready 以上の建物、Nearly ZEB 以上の建物、『ZEB』以上の建物
設計費、設備費、工事費の 2/3（上限 5 億円／年）

7. 事業スケジュールの検討

今後のスケジュール

本計画の策定後は、令和1年度～3年度で基本設計・実施設計、令和3年度中に建設工事に着手し、令和4年秋に新庁舎の完成を目指します。



事業スケジュール

塩谷町庁舎整備基本計画（案）

令和元年 12 月

発行 塩谷町

〒329-2292 栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生 741 番地

TEL 0287-47-5171 FAX 0287-45-1045

E-mail tyousya@town.shioya.tochigi.jp